

紹介手数料の返還

(紹介手数料の返還)

採用者が甲に入社後3ヶ月以内に、採用者の自己都合により退職又は甲の就業規則に違反するなどにより懲戒退職となった場合、甲が乙に対して第3条記載の紹介手数料を支払い済みの場合には、下記に定める割合で算出した紹介手数料の一部を返還し、当該事由発生時に甲より乙に紹介手数料が支払われていない場合には、下記に定める割合で算出した金額を減じた紹介手数料を乙に支払う。

(1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の80%

(2) 入社後3ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の20%

住 所 東京都練馬区光が丘3丁目3番地4号1117号室

会社名 株式会社えみたす

(有料職業紹介事業許可：13-ユ-311073)